当該一般競争参加資格の認定に係る申請は、「競争参加者の資格に関する公示」（平成30年10月１日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長公示）別記に掲げる当該者（当該者が経常建設共同企業体である場合においては、その代表者。）の本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、同別記に定める提出場所において、随時受け付ける。また、当該者が申請書及び資料を提出したときに限り、九州地方整備局総務部契約課（〒812―0013 福岡県福岡市博多区博多駅東２―10―７福岡第二合同庁舎　電話092―471―6331）においても当該一般競争参加資格の認定に係る申請を受け付ける。

⑾　詳細は説明書による。

7　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Kazuya Murayama Director-General of Kyushu Regional Development Bureau Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Construction work for restoration of The Tozaidouro Shield Tunnel outbound line route 3 in Kagoshima prefecture

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 12 : 00 P.M. 28 October 2019

⑸　Contact point for tender documentation : The Contract Division, Kyushu Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 2―10―7, Hakataeki-Higashi, Hakata Ward, Fukuoka City, 812―0013, Japan, TEL ＋81―92―471―6331 EX. 2534

別表１　本入札手続きに係る期間等

①　入札説明書の交付期間　令和元年９月25日から令和元年10月28日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時00分から18時00分まで。（最終日は入札書受付締切予定時刻である12時00分。）

②　申請書及び資料等の提出期間　令和元年９月25日から令和元年10月28日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時30分から17時00分まで（ただし、最終日は12時00分まで。）

# 資　　格

## 競争参加者の資格に関する公示

鹿児島３号東西道路シールドトンネル（下り線）新設工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和元年９月25日

九州地方整備局長　村山　一弥

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　40

１　工事名　鹿児島３号東西道路シールドトンネル（下り線）新設工事

２　工事場所　鹿児島県鹿児島市田上地内～鹿児島市上荒田地内

３　工事内容

１）設計（以下、「技術協力業務」という）

シールド工：

延長：2,319m

シールド機外径：Φ11.38m

セグメント外径：Φ11.10m

ＲＣセグメント：幅1.5m　桁高0.45m

鋼製セグメント：幅1.0m　桁高0.45m

予定工期：契約締結の翌日から令和２年１月30日まで

再委託：本技術協力業務について、主たる部分の再委託は認めない

２）施工（以下、「本工事」という）

シールド工：

延長：2,319m

シールド機外径：Φ11.38m

セグメント外径：Φ11.10m

ＲＣセグメント：幅1.5m　桁高0.45m

鋼製セグメント：幅1.0m　桁高0.45m

予定工期：契約締結の翌日から令和６年３月31日まで

４　申請の時期

令和元年９月25日から令和元年10月28日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。

なお、令和元年10月28日以降当該工事に係る選定の時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該選定の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

５　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　「競争参加者資格審査申請書（特定建設工事）」（以下「申請書」という。）は、当該工事の入札説明書と併せて交付する。入手方法については、当該工事の「入札公告（建設工事）」（令和元年９月25日付け支出負担行為担当官九州地方整備局長）５⑴を参照すること。

⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。提出場所は次のとおりとする。

〒812―0013 福岡市博多区博多駅東２―10―７　九州地方整備局総務部契約課調査係　電話092―471―6331（内線2522）

①　特定建設工事共同企業体協定書（甲）（下記７⑸の条件を満たすものに限る。）の写し

②　下記６⑵の要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。ただし、当該様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（令和元年９月25日付け支出負担行為担当官九州地方整備局長）に示すところにより交付する入札説明書の別記様式２と同一であるので、それを使用して作成しても差し支えない。）

⑶　申請書の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

６　特定建設工事共同企業体としての資格及びその審査

「競争参加者の資格に関する公示」（平成30年10月１日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「平成30年10月１日付け公示」という。）５（建設工事）の①から⑥までに該当する者を構成員に含む特定建設工事共同企業体及び次に掲げる条件を満たさない特定建設工事共同企業体については、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。それ以外の特定建設工事共同企業体については、平成30年10月１日付け公示６（建設工事）の⑴に掲げる客観的事項（共通事項）の項目及び⑵に掲げる主観的事項（特別事項）の項について総合点数を付与して特定建設工事共同企業体としての資格があると認定する。

⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす者２又は３社の組合せとする。

①　九州地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

②　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記①の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

③　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から開札の時までの期間に、九州地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。